

## はじめに

大田区では「大田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員定数の推移や給与、勤務時間制度等、人事行政のあらましを区民の皆様にお知らせするために、平成17年度から「大田区人事白書」を毎年公表しています。今年度の人事白書は、令和2年度中の動きを中心に、大田区における人事行政の状況をまとめたものです。

区は現在、新型コロナウイルス感染症という区政始まって以来の最大の難局に直面しています。限られた資源を、緊急的・重点的に取り組むべき事業へ集中的に投入し、早期に区民生活や地域経済等を立て直すことが最優先であると考え、全庁一丸となって取り組んでいるところです。

令和2年度に策定した「大田区障がい者活躍推進計画」に基づき、常勤職員以外に、障がいのある会計年度任用職員（以下「オフィス・サポーター」という。）を新たに採用しました。専用の執務室（オフィス・サポート・センター／本庁舎2階）を設け、障がいのある職員が職務に集中できる職場環境を整えるとともに、仕事の段取りなどの指導・助言を行う「障がい者支援員」を配置する等、支援体制を充実させ、オフィス・サポーターが障がいの特性や個性に応じて能力を最大限発揮できるよう取り組んでいます。障がいのある職員と共に働くことにより、区職員の共生社会の意識の醸成に加え、障がいのある職員の活躍を推進し、併せて職員の業務能率の向上を図っていきます。

今年度は5か年計画である「職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」を策定しました。また、本年6月に職員の定年引上げ等に関する地方公務員法が改正され、令和5年4月1日から施行されることとなりました。限られた人材の中で複雑化・多様化する区政課題へ対応するため、育児・介護等を行う職員も仕事と生活の両立支援を図り、やりがいや充実感を感じながら働くことのできる職場づくりを推進していきます。

引き続き、職員一人ひとりが責任感を持ち、主体的に取り組むことで、区民の皆様にも最適なサービスを提供できるよう努めていきます。

令和3年12月